

資料 1 - 2

南相馬市国土利用計画（第2次）（素案）の概要

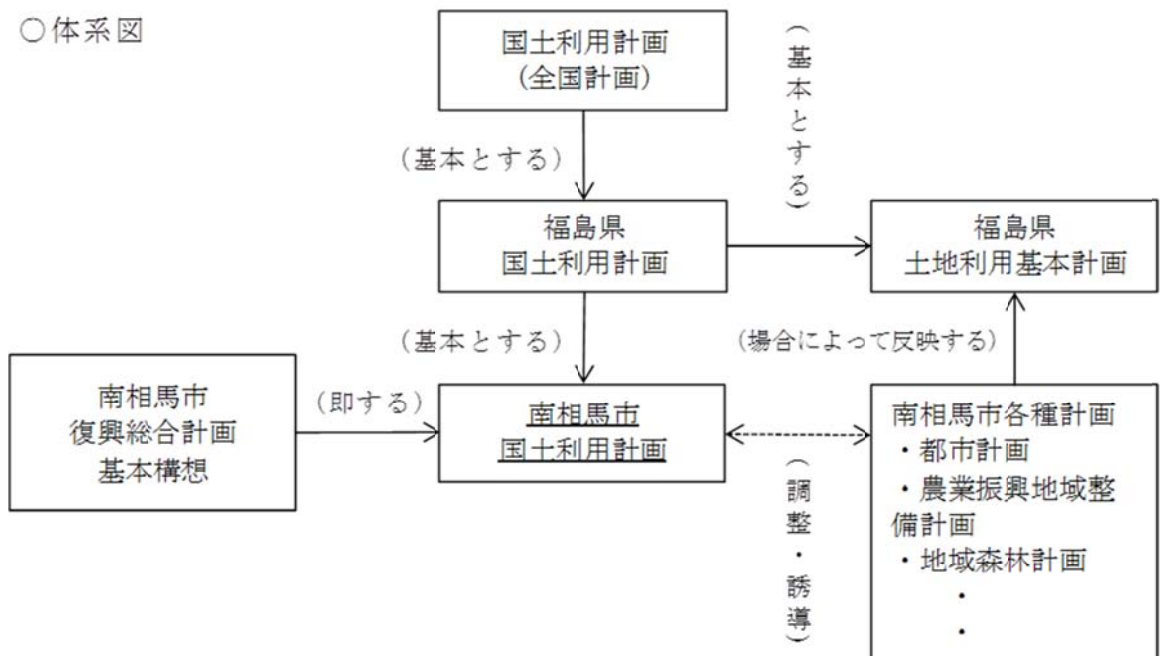
1 国土利用計画とは

- ・ 国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定されるものであり、全国計画、都道府県計画、市町村計画の3段階から構成されます。
- ・ 市町村計画を策定するにあたっては、都道府県の計画を基本とするとともに、市町村総合計画基本構想に即し、かつ住民の意向を十分に反映させるための措置を講じるよう努めなければならないものとされています。

2 市町村計画の役割

- ・ 市町村計画は、市町村の区域内における土地利用の基本方向を示すものです。
- ・ 市町村の区域内における土地利用に関する長期的な基本方針を確立することにより、都市計画、農業振興地域整備計画、地域森林計画など、各種土地利用に関する計画の誘導と調整を図ることができます。

○体系図



3 土地利用の基本構想

(1) 土地利用の基本理念

- ①効果的・効率的な除染の推進と、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進します。
- ②適正かつ合理的な土地利用を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ります。

(2) 土地利用の基本方針

- ①復旧・復興・再生のための土地利用を推進します。
- ②土地需要の量的調整を図ります。
- ③土地利用の質的向上を推進します。
- ④地域の活力を支える土地利用を推進します。

4 土地利用の基本方向

(1) 農用地

- ①効率的な土地利用と生産性の向上に努めるとともに、多様な地域資源を生かした農業生産力を十分に発揮させます。
- ②津波被害を受けた農用地は、復旧を基本としつつ再生可能エネルギー基地の整備など有効な土地利用への転換を図ります。

(2) 森林

- ①公益的機能の回復と放射線量の低減を図るとともに、原則として保全していきます。

(3) 水面・河川・水路

- ①自然環境の保全に配慮しながら、多面的な利用の推進と多機能化を図ります。

(4) 道路

- ①災害時でも代替性・多重性が確保された信頼性の高い道路網を構築します。
- ②道路の安全性・快適性の向上を図ります。

(5) 宅地

- ①住宅地については、地域特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境の確保及び災害に強い安全な街なみの形成を目標として、計画的に整備を進めます。
- ②工業用地については、全線開通した常磐自動車道を生かすとともに、産業構造の変化に対応した適正規模の確保に努めます。

(6) その他

- ①公共施設や公園緑地、レクリエーション用地については、適正な規模と配置バランスを考慮するとともに、複合化や多目的利用の推進などによる質的な向上に努めます。

5 地域別の概要 (○現況と特徴、●土地利用の方向)

- ・本市の地理的、社会的、自然的条件を踏まえ、次の5地域に区分しました。
- ・各地域別の現況と特徴、土地利用の方向は以下のとおりです。

(1) 都市地域 (都市計画用途地域等)

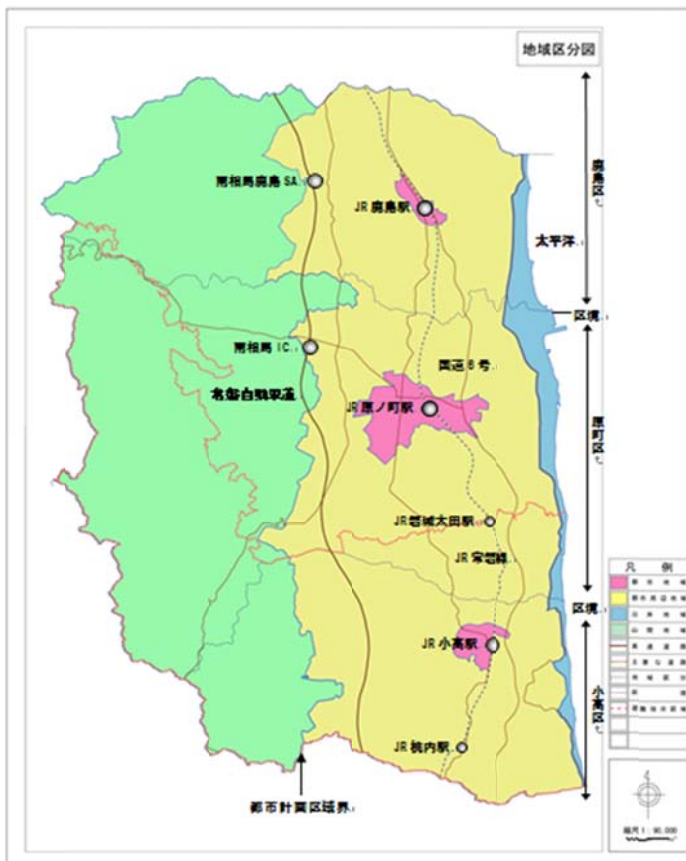
- 原発事故に伴う避難による、都市機能の空洞化
- 経済社会状況の変化に対する適切な対応
- 各種都市サービス機能の充実
- 需要や環境の変化に応じた市街地整備
- コンパクトシティやスマートコミュニティの推進

(2) 都市周辺地域

- 原発事故による作付制限や就農人口の減少
- 工業施設の集積
- 広域的なレクリエーション施設
- 幹線道路の整備の促進
- 復興工業団地の整備
- 農地の復旧と園芸施設の整備
- 観光・レクリエーション施設の整備

(3) 沿岸地域

- 津波による甚大な被害
- 災害危険区域の設定
- 漁港機能の流失
- 防災機能の向上
- 自然やレクリエーション機能の再生
- 漁港機能の復旧
- 農地や農業用施設の復旧
- 大区画ほ場整備
- 再生可能エネルギー基地の整備



(4) 山間地域

- 原発事故により放出された放射性物質の影響による、山間地における高い放射線量
- 間伐や路網整備による放射線量の低減
- 憩いの場の創設

(5) 避難指示区域

- 市民の長期的な避難
- 震災以前と同様の利用ができない土地の発生
- 土地の復旧と再生
- 安心して生活できる環境の整備
- 有効な土地利用への転換

6 計画を実現するために必要な措置の概要

(1) 東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興・再生のための土地利用の推進

- ①生活再建の取組みを円滑かつ迅速に実施します。
- ②放射性物質の効果的な除染を推進するとともに、避難地域の復興・再生、市民の帰還に向けては、生活基盤・産業インフラの復旧・整備などの推進を図ります。

(2) 土地利用の転換の適正化

- ①転換の及ぼす影響の大きさに留意し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況等を踏まえ慎重に進めます。また、転換途上であってもこれらを考慮し必要があるときは速やかに計画の見直しを図るなど、適切な対応を図ります。

(3) 土地の有効利用の促進

- ①農用地は、放射線量を低減させ農業生産ができる条件を回復させます。
- ②森林は、公益的機能の回復に努めるとともに、自然環境に配慮した多様な森林の活用と適正な管理に努めます。
- ③水面・河川・水路は、治水及び利水機能の発揮に留意し、多面的な利用を推進します。
- ④道路は、安全性・快適性の向上を図るとともに、防災機能の向上など多面的機能の強化に努めます。
- ⑤住宅地は、無秩序な市街化の進行防止と、安全で快適な宅地供給の推進を促進します。工業用地は、周辺地域や自然環境との調和及び公害の未然防止に留意しながら、企業ニーズに対応した工業用地を確保します。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

- ①多重防潮機能の整備など津波への対策を推進します。
- ②農用地や森林の有する多面的機能の維持向上を図るため、生産条件や生産基盤の整備と、治山・治水事業などの防災機能を向上する諸施策を計画的に推進します。
- ③災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るとともに、防災拠点施設の整備やオープンスペースの確保、河川整備の促進など、防災機能の向上に努めます。

(5) 環境の保全と国土の美しさ及びゆとりの確保

- ①海・川・ため池・緑地・山などの自然環境は、やすらぎや快適性をもたらす貴重な資源として保全、活用に努めます。

(6) 各種施策の推進

- ①安定した市民生活を確保するため、南相馬市復興総合計画を推進します。
- ②地域経済を活性化させるため、農林水産業生産基盤及び工業基盤の整備を図るとともに、イノベーション・コースト構想の実現など各種施策を計画的に推進します。

(7) 土地利用に関する法律等の適切な運用

- ①本計画を基本として、関連する土地利用関係諸法令等の適切な運用により土地利用の総合的かつ計画的な調整を図り、適正な土地利用の確保と地価の安定に努めます。